４．「北部農業普及センター建設計画」調査結果

４－１　農業普及の現状

(1) 組織・機構

ヴィエトナム国の農業普及に係る体制は、1993年の農業地域開発省の再編・発足に伴い整備された。全国的な機構としては、国レベルにおいては農林業普及局が管轄し、地方レベルにおいては各Province(58省及びハノイ、ホーチミン、ハイフォンの３つの特別市：以降「省」とする)のすべてにそれぞれ１つの普及センターが、その下位にあたるDistrict(以降「郡」とする)には、全国615郡のうち470か所の普及ステーションが設置されている。またヴィエトナム国の行政組織の末端は郡の下位にあたるコミューンであるが、普及組織としての末端である郡レベルの普及ステーションからは、コミューンに対する普及活動を実施するなど、各行政レベルにおいて普及担当部局が設置されていることとなっている。このほかに地域レベルの組織として地域事務所と研修センターの機能を併せもつ普及センターがあり、ホーチミンに南部支所(南部農業普及センター)を擁しているほか、2001年には中部支所(中部農業普及センター)をダナンに開設する予定であるが、両支所とも実態は本省の連絡事務所にとどまっている模様である。また計画としては北部にも普及センターを設置することになっており、本件要請は設置された北部農業普及センターを実施場所として要請されている。しかしながら、事実上本省の同局が北部における地域事務所の機能を兼ねているため、北部センター開設の緊急性は考えておらず、むしろ機能を研修部門に特化した研修センター設置の必要性が高いとのことであった。

(2) 普及体制

1) 国レベルにおいて、農林業普及局の役割は、農業生産に係る行政と普及活動である。特に普及活動では、農業、水産、林業部門に関する新しい生産技術や加工技術の農民への普及や、普及職員への新技術や農業経営技術の研修実施、技術情報やマーケット情報の宣伝伝達のための他機関との連携などである。農林業普及局には職員が62名配置されており、内数は博士号・修士号を持つ研究スタッフが10名、農業・畜産など学士以上の技術スタッフ39名、行政職スタッフ13名である。

2) 地域レベルにおいて、南部農業普及センターの役割は、南部21省における国家レベルの農業普及行政に係る計画管理・取りまとめ・調整と普及活動の推進である。このうち普及活動の推進とは、所管の21省から特定の技術移転の申請を受けたもののうち、中央から承認されたパイロット事業について、必要な技術指導を行うとともに、返済不要の資金(種苗、肥料、資機材等の購入)を配布するというものである。このパイロット事業は、南部農業普及センターと各省との契約という形をとって省によって実施されるもので、2000年における契

約実績は80件とのことである。例えばあるパイロット事業では、予算額２億1,549万ドン、15地区においてピスタチオとカカオと胡椒と竹の展示圃をつくり、栽培技術を移転すること及び山岳地における養鶏の振興となっているが、この費用には種苗、肥料などの直接経費のほか、農家向け技術研修費用、農民の研修旅行費用、パイロット事業を実施するための人件費なども含まれている。

南部農業普及センターには職員が11名配置されており、うち９名が大卒以上である。所管する21省のうち14省に普及ステーションが設置されているが、設置のない省や郡においては、省農業地域開発課の職員もしくは、普及ステーションと同等組織の植物保全センター、獣医ステーションなどのスタッフ、もしくは郡農業地域開発課の職員がこれらの活動を代行して実施するとのことである。

3） 省レベルでは、各省に設置された61の農業普及センターが省における普及全般の責任を負っており、農業生産、獣医、水産、灌漑など各分野の計画と調整にあたるほか、郡レベルの普及員の支援を行っている。各普及センターには平均して普及職員25～30名、全国でおよそ1,500名余が配置されている。

4） 郡レベルでは省レベルの普及センターの指導のもとに、普及ステーションの普及員が農業普及・技術指導を実施している。普及ステーションには１か所当たりに４～５名、全国でおよそ2,400名が配置されている。

5） ホーチミン市農業普及センターにおける説明によると、同センターはホーチミン市の12区及び他省にある２開発地を所管しており、農業、林業、水産業及び塩生産の各分野における普及及び農業開発を推進している。体制は傘下の７普及ステーションも含めて職員総勢80名、契約普及員(後述)113名である。内訳は、センター常勤の行政スタッフ20名、各普及ステーションに技術スタッフそれぞれ４～７名を配置している。技術スタッフは専門別で、栽培、水産、機械、畜産、果樹の５分野、学歴は農学士以上である。また普及職員の技術レベル向上のために、職員全員に毎年１回の研修受講機会を作るようめざしており、2000年は36名が何らかの研修を受講した。研修先はホーチミン農林業大学、果樹研究所南部支所などで、研修期間は２～３日もしくは５日間程度である。

ホーチミン市農業普及センターでは、センターにおいて事業の計画・管理、予算配分、モニタリング等を実施し、郡レベルの普及ステーションにおいて技術指導を実施するという業務分掌である。各普及ステーションで実施している活動は、１)パイロット圃場を作る、２)契約農家(20農家/年)及び一般農家の研修、３)情報提供、４)農家向けコンサルテーションである。

6） ハタイ省農業普及センターによると、職員数21名で、ハタイ省農業地域開発局農業開発課及び種苗会社とともに、農業生産計画作成、品種選定を行い、生産過程管理等モニタリン

グを行うという説明であった。ハタイ省では14郡すべてに普及ステーションが設置されており、各ステーションにほぼ５名ずつ、総勢71名の職員が配置されている。ハタイ省では予算不足及び農家の技術レベルが低いことにより契約普及員はほとんどいないとのことである(2000年は15名)。農業普及センターは14普及ステーションとともに、省内の農家約50万戸を対象に、ア)パイロット農家２万戸を作る、イ)各農家年１回の研修機会を提供する、ウ)情報提供、エ)新技術移転ワークショップを開催するといった活動を実施している。このうちハタイ省ダンフッ郡の普及ステーションの職員は４名で、専門分野はそれぞれ果樹、栽培、畜産、水産であり、全員が農学士である。普及センターの活動は、各農家の現状を把握し必要な技術指導を実施すること、及びパイロット農家による展示実証(パイロット事業20～30/年)を行うことである。

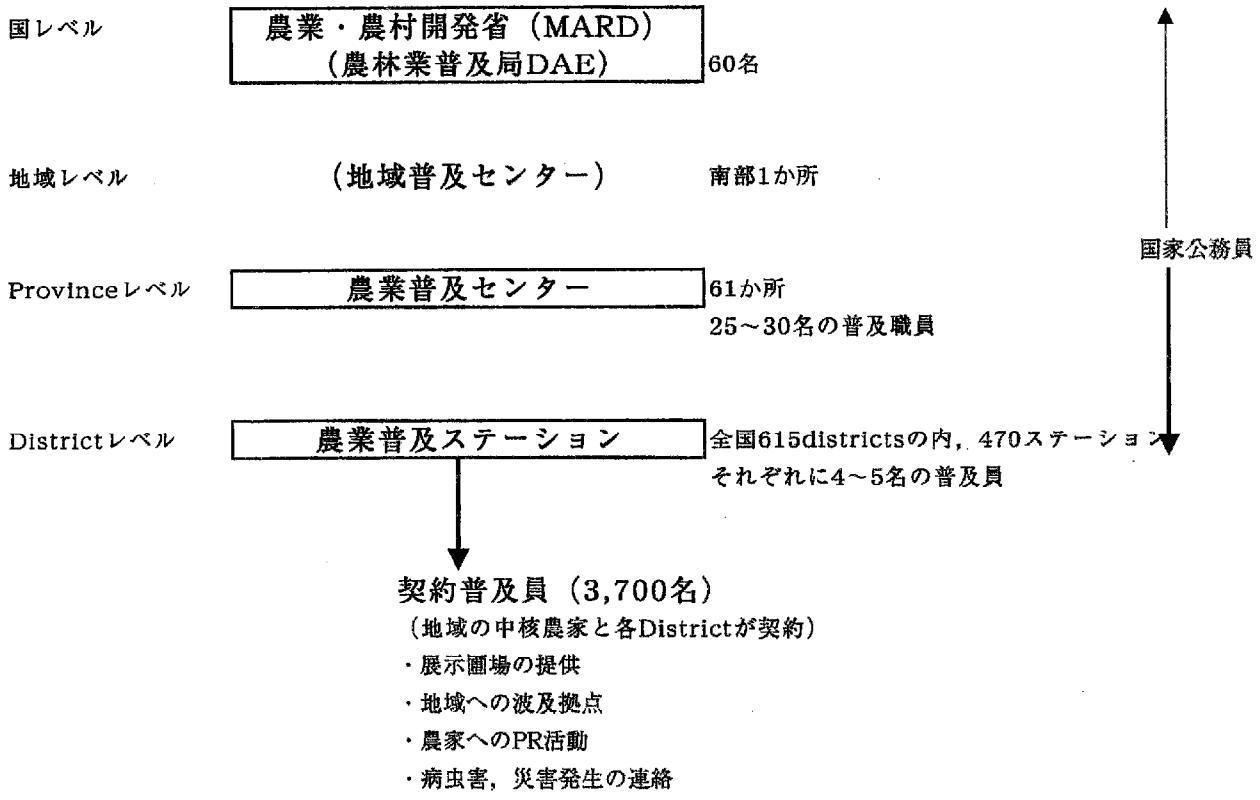

図４－１　ヴィエトナム国の普及に係る体制

7)　Bac Ninh省トゥソン郡ドンゲンコミューン旧合作社

トゥソン郡は1999年９月に近隣省より分割してできたばかりの新しい郡であり、３コミューン８村を擁している。このため普及分野においては普及ステーションが設置されておらず、省の普及センターから指導を受けつつ、郡の農業地域開発課職員９名のうち２名が普

及分野の業務を担当している。この２名の専門はそれぞれ栽培と畜産である。また省の普及センターからやって来る普及職員は３名で、獣医とのことであった。

ドンゲンコミューンは６村と１町で構成されている。農家2,831戸はすべて旧合作社の成員であり、旧合作社は聖地作業、水利サービス、農民の財産保護、配電及び普及サービスを実施している。合作社はコミューンに１つとのことである。旧合作社の職員は31名、このうち普及員はコミューンにわずか１名で、栽培から収穫までを指導する。この普及員もやはり農学士で、雇用にあたってコミューンは省からの補助金を得ているとのことであった。

以上の中央から郡レベルまでの約4,000名の普及職員は公務員であり、その人件費は中央ないし省からの予算で賄われている。また普及員そのものの資格要件はヴィエトナム国ではまだ確立されていないが、ほぼ短大卒以上の学歴を有するとのことであった。またこれら公務員とは別に、省からの補助金を得て村レベルにおいて活動する契約普及員が全国で3,750名存在する。彼らは地域における先進農家または中核農家であって、１か月当たり15万ドン～20万ドンを払って次の業務を委託し実施してもらっている。①展示圃場の設置、②新技術の導入、③農家へのPR活動、④病害虫発生など異常・緊急時の連絡であるが、このほかに作期終了後にレポートを提出することになっている。彼らを通じて新技術や情報がすべての農家にいきわたるということである。

４－２　問題となっている事項

農林業普及局によると、現在直面している問題は次の３点に整理される。

１点目は、中央から省レベルまでは普及に係る組織機構は整備されたものの、郡より下位のレベルにおいて、いまだ不十分であることである。特に郡レベルにおける既存の普及ステーションはまだヴィエトナム国全体の60%しかカバーしていないため、すべての郡に対し普及ステーションの拡大に力を注いでいるところである。次に普及員の数が絶対的に不足していることがあげられる。特に村レベルでは、普及活動の需要に対し、普及員の数は半数しか満たされていない。また、普及員の技術レベル・知識・経験などの専門性が低いことが指摘された。

２点目は普及関係予算の不足である。1999年の農業普及関係予算は190万ドルであり、このうち研修部門にあてられたのは５万7,000ドルであった。特に普及員の技術・知識向上を目的とした研修を実施するための予算、施設、インフラが絶対的に不足している状況である。

普及局で実施する研修には普及方法研修と新技術研修の２種類があり、今年度は全国で4,000名の普及関係職員のうち、500名がいずれかの研修を受講した。ただし自前の研修施設をもたないため、普及方法については普及局職員が講師となり、場所を借りて実施するほか、大学や研究所など外部機関に依頼して普及局の予算で研修を実施してもらったりしている。

３点目は農民に対する情報提供、教育、研修が不十分なことである。特に山岳地域の農民に対する普及活動が遅れている。農家の問題は２つあり、お金がないことと、知識・技術がないことであるが、農村へのアクセス道路や交通手段の不足、人員や予算不足により普及活動が困難となっているために、研修や融資制度など既存の制度の恩恵を受けることができない農家が依然として多い。

これらの問題を解決するために、普及局からは、自前で研修を実施する普及センターが必要であり、日本に対し現在要請が出されている普及研修に係る技術協力に先立って、無償で施設を提供してもらいたい旨発言がなされた。

４－３　実施上の問題点と今後の協力の可能性

（1）要請内容

本件の要請内容は、おおむね次のとおりである。

北部農業普及センターにおいて、農業技術の遅れている北部26省を対象とし、農業普及員の普及サービスに係る研修、技術指導を行うものとする。あわせて穀物生産、畜産などに係る新技術を移転するため試験・展示圃場を設置する。将来的にはヴィエトナム国全体の農業普及に関する中心センターとし、これにより、新技術の農民への移転を推進し自給のための生産を向上させるとともに、農産物の多様化、農業技術の近代化をめざし、農民の生活向上を図る。

具体的な活動としてあげられているのは、省レベルの普及センターの幹部研修、普及員の普及方法に関する研修、普及員間での技術、農家経営などの情報交換を図るワークショップ、地方の青年農家向けの農業経営に関する研修、中核農家研修の実施、及び試験・展示圃場における技術移転である。

本案件が実施されれば、北部地域のほぼすべての普及員に対する研修が実施され技術レベルが向上するとともに、中核農家への技術移転が図られる。

（2）日本の技術協力の可能性

本件要請は、ヴィエトナム国が建設予定としていた北部農業普及センターにおいて、普及職員の技術向上を目的としたプロジェクト方式技術協力である。調査の結果、ヴィエトナム国では農業普及に係る体制は不十分とはいえ、ほぼ構築されていることが明らかになった。しかしながら普及員の数が絶対的に不足しているうえ、技術水準が低レベルにとどまり、システムとして十分に機能しているとはいい難い状況にある。このような機能不全の原因として、ヴィエトナム国側からは予算や施設不足により普及員の技術向上のための研修が満足に行えないことがあげられており、このためプロ技の要請に先立ち、無償資金協力による同センター建設の要望が表明されたものであると考えられる。

しかしながら、同等機関である南部農業普及センターが実態上連絡事務所にとどまり普及サービスを実施するには至っていない模様であること、研修センターとしての機能をまるでもち合わせていないことから、地域普及センターが将来的にヴィエトナム国の農業開発において果たすことができる役割がはっきりしていない。加えて北部農業普及センターは、その地域事務所的機能を本省が果たすことが明言されているため、研修センターとしての機能のみ期待されていることになり、現在の要請において北部農業普及センターが置かれている位置づけ、役割とは性格が明らかに異なっている。

また仮に本件が実施されるならば、ヴィエトナム国の農業普及に係る問題点としてあげられた、低レベルにとどまっている普及員の技術レベルの向上が図られ、普及員数の絶対的不足の解消に貢献するであろうことは容易に考えられる。しかしながら普及局が言及したように、研修センターが設置されれば機能不全が解消されるとはいい難く、普及に係る体制のシステム不全がどのような原因によって生じているのか、その原因について構造分析がなされなければならない。

したがって本件については、まず平成13年度に要請されている当該分野の短期専門家を派遣し、ヴィエトナム国の普及システム全般にわたって、組織の機構や課題などについて詳細に調査し、分析することが先決と考えられる。あわせて無償資金協力の要望が表明された北部農業普及センター建設について、センターの位置づけや役割などを再検討する必要がある。そこでプロ技実施の可能性については、この無償資金協力の要請が提出された段階で、前述の調査結果を踏まえ、あらためて検討することが望ましいと考えられる。